

伝わる日本語推進担当

港区伝わる日本語行動指針の策定について

「伝わる日本語」をより一層推進するため、区が情報発信を行う上で職員一人一人がすべき行動の羅針盤となる「港区伝わる日本語行動指針（以下「指針」といいます。）」を策定します。

1 「伝わる日本語」とは

あらゆる人に必要な情報が伝わるよう、情報を受け取る相手の立場に立って分かりやすく情報を伝えることです。

2 これまでの取組内容

別紙1のとおり

3 策定の目的等

指針では、相手に情報をただ単に「伝える」ではなく、相手に「伝わる」ために必要な意識及び視点により、全ての職員が伝わる日本語を実践できるよう、行動する上での基準を示します。

なお、指針が職員に活用されるものとなるよう、内容は端的に表現します。

4 指針の内容

別紙2のとおり

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年2月上旬 指針策定
職員へ周知

これまでの取組内容

令和4年8月（共同研究の開始）



受け手に合わせた分かりやすく親しみやすい行政文書の作成をめぐって、一橋大学の庵教授をはじめとする言語学の専門家グループと共同研究を開始しました。
（協定期間：令和4年8月～令和5年11月）

令和4年8月（やさしい日本語コミュニケーション研修の実施）



株式会社メルカリとのコラボにより、職員向けに「やさしい日本語コミュニケーション研修」を実施しました。
研修を通じて、相手に寄りそうコミュニケーションを学びました。

令和4年9月（文書改善プロジェクトの開始）

共同研究の一環として、区の職員32名が参加し、実際の区民向け文書を受け手に合わせた分かりやすく親しみやすい文書に変えていく文書改善プロジェクトを開始しました。

分かりやすい公用文の作成のスペシャリストである聖心女子大学の岩田教授にアドバイザーを務めていただき、アドバイザーによるキックオフ研修を実施しました。

令和4年9月（区政モニターアンケート調査の実施）

区政モニター766名に対し、区の情報発信に関するアンケートを実施しました。アンケートにより、約5割の方々が「情報量が多すぎて、意味が取りにくい」「さっと読んでも全体の意味が理解できない」など、区の情報発信に不満を持っていることが分かりました。

令和4年9月、10月（町会・自治会インタビュー調査の実施）

共同研究の一環として、町会・自治会（15団体（29名））に対し、実際の区の文書を見せ、どのような印象を受けるかインタビュー調査を実施しました。

町会・自治会からは「字の大きさなど、対象者に向けた文書とは思えない」、「情報量が多く、読む気にならない」などの意見がありました。

令和4年11月（中間相談会及び激励会の実施）



文書改善プロジェクトにおいて、アドバイザーに現状の報告及び相談を行う場として、中間相談会を実施しました。

また、参加メンバーの意欲をより一層高めるために、区長による激励会を実施しました。

令和4年11月（区民アンケート調査の実施）

無作為抽出した区民3,000人に対し、区政モニターと同様のアンケートを実施しました。

アンケートにより、区政モニターと同様、約5割の方々が「情報量が多すぎて、意味が取りにくい」、「さっと読んでも全体の意味が理解できない」など、区の情報発信に不満を持っていることが分かりました。

令和5年3月（デザイン研修の実施）



デザインの専門家を講師に招き、職員向けに「デザイン研修」を実施しました。

研修を通じて、デザイン、情報発信ともに、対象者を明確に、情報を絞って伝えることの必要性を学びました。

令和5年3月（成果発表会の実施 文書改善プロジェクトの終了）

文書改善プロジェクトにおいて、これまで検討を行ってきた改善の成果を、区長及びアドバイザーに発表する場として、成果発表会を実施しました。

令和5年3月（シンポジウムの開催）



伝わる日本語の取組を、区民及び区内の企業、団体等へ普及させるとともに、他自治体へ広く発信することを目的に、シンポジウムを開催しました。

シンポジウムの中では、基調講演、共同研究の中間報告、パネルディスカッションを行いました。

令和5年5月、6月（町会・自治会インタビュー調査の実施）

令和4年度に引き続き、町会・自治会（14団体（32名））に対し、令和4年度のインタビュー調査での意見を踏まえ、区と専門家で改善を行った文書を見せ、どのような印象を受けるかインタビュー調査を実施しました。

町会・自治会からは「対象が明確でよい」、「シンプルで分かりやすい」、「全体的に一目で内容が分かりやすい」などの意見がありました。

令和5年5月、6月（区民アンケート調査の実施）

無作為抽出した区民3,000人に対し、共同研究において改善した文書を用い、改善前と改善後の文書についてそれぞれどのような印象を受けるかアンケート調査を実施しました。

アンケートにより、約6割～7割の方々が、情報量やレイアウトなどの様々な面で改善後の文書の方が良い印象を持っていることが分かりました。

令和5年7月（文書改善プロジェクトの開始）

令和4年度に引き続き、今回は11の部署が参加し、実際の区民向け文書を受け手に合わせた分かりやすく親しみやすい文書に変えていく文書改善プロジェクトを開始しました。

アドバイザーには引き続き岩田教授に務めていただき、アドバイザーによるキックオフ研修を実施しました。

令和5年7月（プレゼンテーション研修の実施）



ソフトバンク株式会社とのタイアップにより、職員向けに「プレゼンテーション研修」を実施しました。

研修を通じて、結論は最初と最後に、細かい内容は別資料に、スライドは1ページに1メッセージなどのテクニックに加え、様々なこと考えて資料を作り出すことが必要との考え方についても学びました。

令和5年8月（管理職向け伝わる日本語研修の実施）



岩田教授をお招きし、管理職員に対して、「管理職向け伝わる日本語研修」を実施しました。

研修を通じて、伝わる日本語の重要性やポイントを職員一人一人が理解し、実行していくことが大事、行政からの文書は分かりやすくなければ読んでもらえないなど、行政文書の実態を通じて、伝わる日本語の必要性を学びました。

令和5年9月（メディアの視点から考える伝わる日本語研修の実施）



元NHKの報道記者である文教大学の井上准教授をお招きし、職員向けに「メディアの視点から考える伝わる日本語研修」を実施しました。

研修を通じて、内容が分かる見出しにしなければ区民は情報を見てくれない、見出しに述部を入れることで内容が伝わりやすくなる（○△により××します）などのテクニックに加え、情報発信のプロであるメディアでも日々悩み解決策を模索している現状があることを学びました。

令和5年9月（中間発表会の実施）



文書改善プロジェクトにおいて、アドバイザーに現状の改善内容を発表する場として、中間発表会を実施しました。

令和5年10月（デザイン講評会の実施）



文書改善プロジェクトにおいて、より良い改善の成果を挙げるため、デザインの専門家から講評を受ける場として、デザイン講評会を実施しました。

令和5年12月（成果発表会の実施 文書改善プロジェクトの終了）



文書改善プロジェクトにおいて、これまで検討を行ってきた改善の成果を、区長及びアドバイザーに発表する場として、成果発表会を実施しました。

港区

伝わる 日本語



行動指針

～あらゆる人に情報が伝わるために～

伝わる日本語とは？

あらゆる人に必要な情報が伝わるよう、
情報を受け取る相手の立場に立って分かりやすく情報を伝えることです。

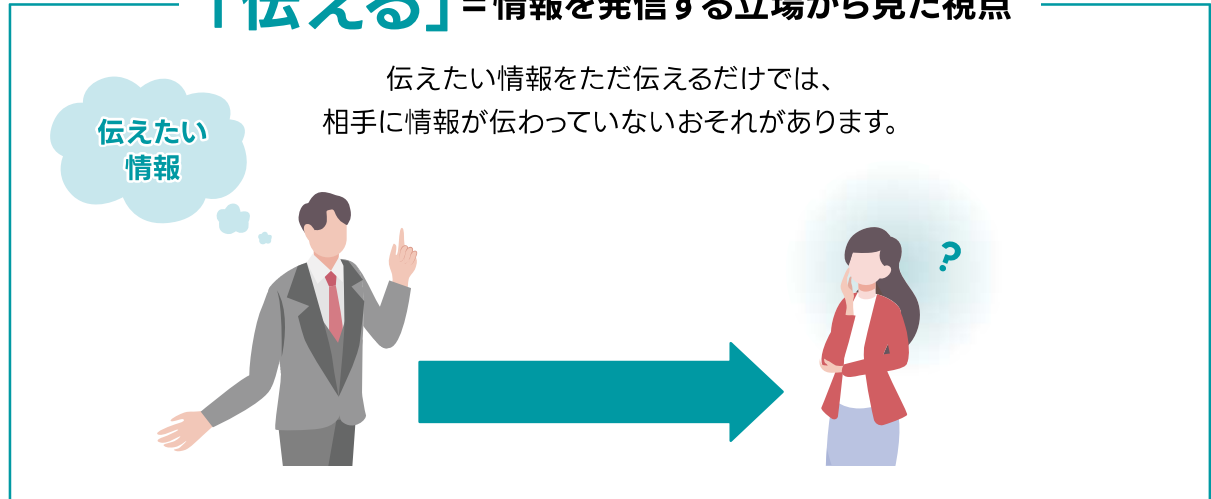
港区伝わる日本語行動指針とは？

区が、伝わる日本語を実践する上で、
職員一人一人が持つべき認識・すべき行動を示すものです。

「伝える」から「伝わる」へ

まず、情報発信の視点を「伝える」から「伝わる」へ変えましょう。

「伝える」= 情報を発信する立場から見た視点



視点の变革

「伝わる」= 情報を受け取る立場から見た視点



Next Page



情報発信の流れ、そして、情報発信において重要なことを説明していきます。

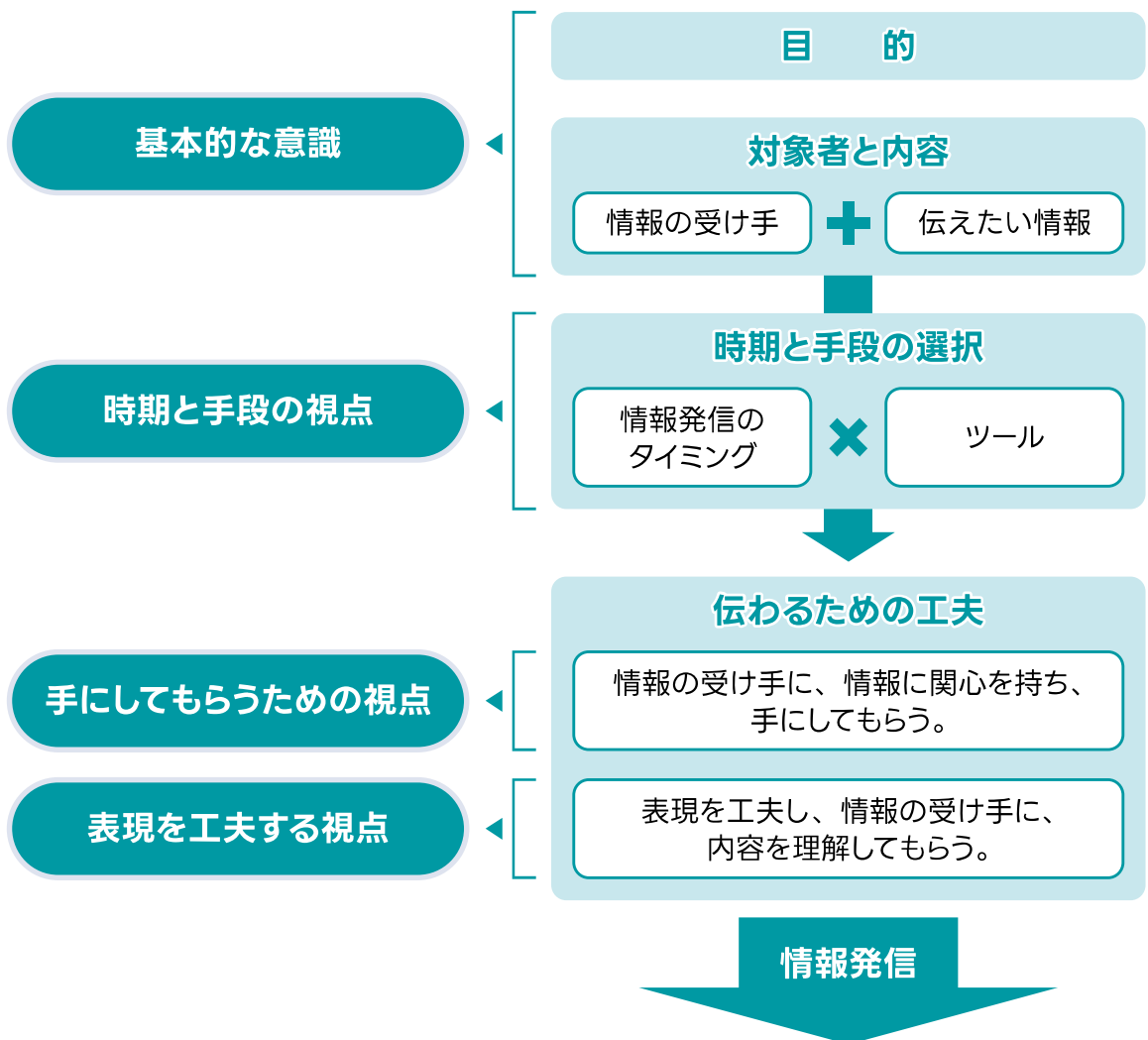
情報発信は主に次の流れで行われます。



情報発信の流れのうち、発信する情報を作成する際は、

基本的な意識と**3つの視点**をしっかりと認識して行ってください。

発信する情報の作成プロセス



Next Page



「基本的な意識」と「3つの視点」について説明します。

「基本的な意識」と「3つの視点」

1 何のために、誰に、何を伝えたいか？

基本的な意識

目的

対象者と内容

- そもそも何のために情報発信するのか、その「目的」を明確にする。
- 「伝えたい相手」と「伝えたいこと」を明確にする。

2 情報発信のタイミングとツールの選択は適切か？

時期と手段の視点

情報の存在に
気づいてもらうために

【タイミング】

内容や相手のニーズに応じたタイミングを選択する。

【ツール】

紙、Webなど相手に有効なツールを選択する。

3 情報に関心を持ち、手にしてもらうための工夫をしているか？

手にしてもらうための視点

情報に関心を持って
手にしてもらうために

(有効策の例)

- 目を引く分かりやすいタイトルを付ける。
- 自分が対象者であることが一目で分かるようにする。
- 相手に対応した表現や見た目にする。
- 情報のメリットを明確に示す。

4 情報が伝わるための表現の工夫をしているか？

表現を工夫する視点

情報の内容を
理解してもらうために

(有効策の例)

- 情報量は必要最小限にする。
- 相手に分かりやすい表現を使う。
- 複雑な内容は積極的に図や表を使う。
- 区民等への情報発信では法令や条例の引用や専門用語の使用は避ける。
- 情報に優先順位を設定し、順位が高い情報は強調する。
- 関連性の高い情報は近くに配置する。
- 関連性のある情報は整列して配置する。

伝わる日本語の実践に当たっては、「基本的な意識」と「3つの視点」をしっかりと認識することが重要です。【実践する際はチェックリスト（解説書P9）を活用してください。】

また、情報を受け取る相手の立場に立ち、そのニーズをしっかりと把握することに加え、相手に本当に伝わったのか検証することも重要なことです。

職員一人一人の伝わる日本語の実践が、区と相手方との良好なコミュニケーションの実現につながるとの意識を持って行動してください。

港区伝わる日本語行動指針

解説書

目次

1	何のために、誰に、何を伝えたいのか？	1
	目的	1
	対象者と内容	2
	基本的な意識	
2	情報発信のタイミングとツールの選択は適切か？	3
	視点① 情報の存在に気づいてもらうために	3
	時期と手段の視点	
3	情報に関心を持ち、手にしてもらうための工夫をしているか？	5
	視点② 情報に関心を持って手にしてもらうために	5
	手にしてもらうための視点	
4	情報が伝わるための表現の工夫をしているか？	7
	視点③ 情報の内容を理解してもらうために	7
	表現を工夫する視点	
○	「伝わる日本語」チェックリスト	9
○	参考資料（文書改善事例）	

1 何のために、誰に、何を伝えたいのか？

基本的な意識

目的 ～何のために～

○情報発信するときは、情報を伝えたい相手に、行ってもらいたい手続がある、参加してもらいたいイベントがある、受け取ってほしいサービスがあるなど、情報発信する「目的」が必ずあります。

この目的を明確にしておかなければ、情報発信の根底が揺らいでしまいます。

○「目的」は2種類あります。

そもそも何をしたいか（取組の目的）と、したいことを相手にどのように伝えるか（情報発信の目的）です。

この違いをしっかりと認識しておくことで、「目的」は明確化されます。

「取組の目的」と「情報発信の目的」のイメージ

【取組の目的】

- ・ 区民の暮らしを豊かにするため、芸術に親しむ機会を創出する。
 - ・ 芸術を通して区政に関心のある区民を増やす。
- コンサートを開催する。（手段）



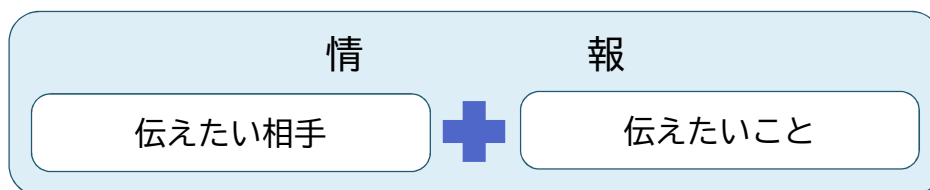
【情報発信の目的】

- コンサートを有意義で実りあるものとするため、多くの区民に知ってもらい、コンサートに参加してもらおう。
- コンサート開催の案内を配布する。（手段）

○まずは「取組の目的」をしっかりと持つことが極めて重要ですので、この点を強く意識してください。

対象者と内容 ~誰に何を伝えたいのか~

- 目的に応じて「伝えたい相手」と「伝えたいこと」を明確にすることで、伝わりやすさは格段に上がります。
この2つは情報の核になりますので、誰に何を伝えたいのかとの意識をしっかりとってください。



【伝えたい相手の例】

- ・区民、在学者、在勤者
- ・保護者、高齢者、障害者、外国人
- ・子育て世帯、一人暮らし

- 不特定多数の人に情報発信する場合でも、その中で最も伝えたい相手は誰かを具体的にイメージし、伝えたい相手を設定することも重要です。

【伝えたいこと】

様々な情報を一度に伝えたくになりますが、情報量の多さは伝わりにくさを生む原因になるため、必要性・重要性の観点から情報量を絞ることを心がけてください。

伝えたい情報を整理することで伝わりやすさは格段に上がります。

※詳細は、後述の「手にしてもらおうための視点」「表現を工夫する視点」を参照してください。

2 情報発信のタイミングとツールの選択は適切か？

時期と手段の視点 ～情報の存在に気づいてもらうために～

○相手が情報を手にするためには、「発信のタイミング」に気を配る必要があります。相手が情報を求めているタイミングや情報を見る可能性が高いタイミングを把握し、そのタイミングで情報発信するようにしてください。

○情報を手にする手段（ツール）は多様化しています。相手がどのような手段で情報を手にしているかをしっかりと把握し、その手段で情報発信することを心がけてください。

〈効果的な発信のタイミング（例）〉

◇防災のための日頃の備えや意識啓発等の情報は、ニュース等を通じてどこかの災害が話題になっているときに発信することで、興味や関心を持ってもらいやすい。

○情報発信は相手に受け取ってもらえなければ意味がありません。一方的に情報発信するのではなく、相手の立場に立って、いつ、どのような手段であれば情報を手にしようと思うかを想像し、適切なタイミングと手段を選択してください。

～ 効果的な手段（ツール）を検討するヒント ～

情報発信ツール（例）		特 性
紙	<ul style="list-style-type: none"> ◇ポスター ◇チラシ・パンフレット ◇通知文書等 	<p>〈メリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇誰にでも情報を入手する機会を提供することができる。 ◇対象者に郵送することで確実に情報を届けることができる。 ◇点字を活用することができる。 <p>〈デメリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆印刷作業、郵送等、情報発信から相手に届くまでに一定の時間を要するため、急を要する情報発信には不向きである。
Web	<ul style="list-style-type: none"> ◇ホームページ ◇SNS（YouTube、LINE等） 	<p>〈メリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇即時に情報発信できる。 ◇ホームページの場合、継続的・体系的に情報発信できる。 ◇多くの人へ情報発信できる。 <p>〈デメリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆デジタルデバイドについて配慮する必要がある。 ◆ホームページの場合、閲覧する人だけが情報を得るため、受け身の情報発信となる。 ◆SNSの場合、登録者にしか情報を届けることができない。
口頭	<ul style="list-style-type: none"> ◇対面 ◇電話 	<p>〈メリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇対象者に応じたきめ細かな情報発信ができる。 <p>〈デメリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆情報発信できる対象者数が限定されてしまう。 ◆窓口等の対面の場合、その場所までの誘導や行動を促す別の情報発信が必要となる。
マスメディア	<ul style="list-style-type: none"> ◇ケーブルテレビ ◇有線放送 ◇行政無線 ◇ラジオ 	<p>〈メリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇情報発信までに要する時間は紙媒体に比べ短時間で済む。 ◇急を要する情報の場合、発信する情報の内容が刻々と変化することが想定される場合など、タイムリーな発信をする場合に効果的である。 ◇多くの人に即時的に情報発信することができる。 <p>〈デメリット〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆音声のみの場合、その内容を対象者がすぐに理解できない場合がある。 ◆対象者を絞った情報発信には不向きである。

3 情報に関心を持ち、手にしてもらうための工夫をしているか？

手にしてもらうための視点 ~情報に関心を持って手にしてもらうために~

○情報の存在に気づいたにもかかわらず、情報量の多さや見づらいレイアウトにより、一目見ただけで読む気にならないことがあります。

情報に関心を持って、手にしてもらうためには、相手が情報を見て「自分にとって価値のあるもの」と捉えられるかが鍵です。

あわせて、一目見ただけでそれが捉えられることも重要なポイントです。

情報の価値の例

何の情報かすぐ分かる

自分が対象かすぐ分かる

メリット・デメリットが
すぐ分かる

いつ、何をすればよいか
すぐ分かる

○相手の立場に立って、どのような情報であれば手にしたいと思うかを想像し、相手に「情報の価値」をしっかりと示してください。

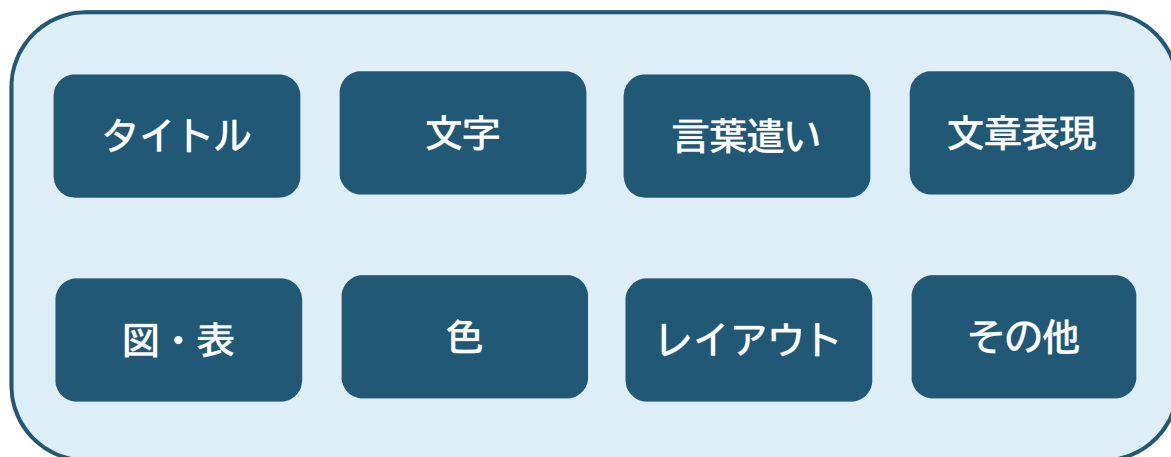
～ 情報の価値を明示する上でのヒント ～

情報の価値	内容
タイトル	◇一目で分かるタイトルを付けることが効果的です。
対象者	<p>◇誰に向けた情報なのか、相手が瞬時に認識できるようにしておくことが重要です。</p> <p>◇できるだけ分かりやすい表現にすることが重要です。 (例) 「75歳以上の皆様へ」「未就学児のいる世帯へ」</p>
重要性	<p>◇情報の重要性は対象者と内容によって違いがあることを認識しておくことが必要です。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①防災に関する情報は、「生命」のための情報として重要性が高い。 ②制度や施策に関する情報は、それを知らないと「利益の損失」につながりやすい。 ③暮らしに関する情報は、それを知ることで日々の生活を豊かにするため、「利益の発生」につながりやすい。 <p>◇情報の重要性が特に高い場合、その内容が一目で分かるように、情報の優先順位を整理しておくことが重要です。</p>
メリット ・ デメリット	<p>◇情報を知ること、受け取った人にどのようなメリット・デメリットが発生するかをすぐに認識できることは、情報への関心を高める上で極めて重要です。</p> <p>◇例えば、タイトルとして「〇〇補助金のお知らせ」とするよりも「〇〇の補助が●●円受けられます」とする方が、相手の訴求力が高まります。</p> <p>◇メリット・デメリットをタイトルに入れることも効果的です。</p>

4 情報が伝わるための表現の工夫をしているか？

表現を工夫する視点 ~情報の内容を理解してもらうために~

- 相手が情報の存在に気づき、関心を持ってくれたとしても、それが分かりにくい表現であったのでは、相手に伝えたい情報は伝わりません。
- 伝えたい情報を受け取ってもらう（負担なく、スムーズに理解してもらう）ためには、相手の気持ちになり、表現方法を工夫することも重要な視点です。
- 表現方法を考える上では、情報を次のような観点から捉えた上で、それぞれの観点からの伝わりやすさを工夫する必要があります。



～ 伝わるための表現方法のポイントの例 ～

観 点	内 容
タイトル	◇伝えたい情報にふさわしい適切なタイトルになっているか。 ◇タイトルを一目見て、伝えたいことが表現できているか。
文字	◇読みやすい大きさになっているか。 ◇情報の重要度により、大きさを変えているか。 ◇読みやすいフォントを用いているか。
言葉遣い	◇理解しやすい言葉になっているか。（（例）やさしい日本語が有効な外国人にはやさしい日本語を使っているか。） ◇法令や条例などの表現をそのまま使っていないか。 ◇二重否定を使っていないか。 ※「実践！やさしい日本語による公文書」も活用してください。
文章表現	◇一文が長すぎないか（一文で多くのことを伝えようとしていないか。）。 ◇段落等を適切に用いているか。 ◇見出しを使って区切っているか。
図・表	◇複雑な内容は図や表で表現しているか。 ◇手順を案内する場合等は、フロー図等を活用しているか。
色	◇色を効果的に使用しているか。 ◇視覚障害者にとっても見やすい色を使用しているか。（赤と緑など、色の組合せによっては色の判別がつきにくい。）。
レイアウト	◇重要な情報が一目で分かりやすいレイアウトになっているか。 ◇文章等の間隔が詰まり過ぎて読みづらくなっていないか。
その他	◇伝えたい情報量が多く分かりづらくなっていないか。 ◇優先順位の低い詳細な情報は二次元コード等を活用しているか。

Next Page



「伝わる日本語」を理解し、実践するための準備はできましたか？
チェックリストにより各ポイントを確認し、伝わる日本語を実践してください。

港区伝わる日本語行動指針
伝わる日本語チェックリスト

1 何のために、誰に、何を伝えたいのか？

基本的な意識

目的は明確になっているか

目的

伝えたい相手は明確になっているか

対象者と内容

伝えたいことは明確になっているか

2 情報発信のタイミングとツールの選択は適切か？

時期と手段の視点

相手に気づいてもらえるタイミングを選択しているか

相手に気づいてもらえる手段（ツール）を選択しているか

3 情報に関心を持ち、手にしてもらおうための工夫をしているか？

手にしてもらおうための
視点

目を引く分かりやすいタイトルを付けているか

自分が対象者であることが一目で分かるか

相手に対応した表現や見た目になっているか

情報のメリットが明確に示めされているか

4 情報が伝わるための表現の工夫をしているか？

表現を工夫する視点

情報量を絞って分かりやすくしているか

見やすく分かりやすいレイアウトになっているか

適切に図や表を活用しているか

法令の引用や専門用語を使っていないか

情報に優先順位を設定し、順位が高い情報は強調しているか。

関連性の高い情報は近くに配置しているか。

関連性のある情報は整列して配置しているか。

※3、4は、状況により配慮や工夫をすべきことは異なるため、状況によっては、これらの内容以外のことについても配慮や工夫をする必要があることに注意してください。

救急医療情報キットの更新のご案内

芝地区総合支所区民課

1 文書の概要

文書名	救急医療情報キットの更新のご案内
対象者	救急医療情報キットを配付した人
用途	救急医療情報キットの内容を更新してもらう。
使用頻度	年間2,000枚程度（年1回対象者に送付）

2 課題及び改善内容

課題	<ul style="list-style-type: none">・タイトルのメッセージ性が弱くポイントが伝わらない。・各項目の情報量が多く、案内を読んでも何をすればよいか分かりにくい。・チェック表にまとまりがなく、活用しにくい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・タイトルを目立たせ、救急医療情報キットを更新すると何に役立つのか明確にした。・項目番号で示すのではなく「ポイント」との言葉を使用して見出しを強調し、読みやすくした。・チェック表を見やすく整備し、使いやすい様式にした。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・この文書が正しく読まれ、救急医療情報キットが更新されることで、緊急時の迅速な救助につながる。・どのように行動すればよいか分かりやすくなり、対象者の負担が軽減される。・対象者の行動がスムーズになることで、対象者からの問合せ件数が減る。
使用の検討	令和6年度の案内から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

課題①
タイトルのメッセージ性が弱く
ポイントが伝わらない。

課題②
情報量が多く、案内を読んでも何をすればよいか分かりにくい。

課題③
チェック表にまとまりがなく、
活用しにくい。

令和4年11月

救急医療情報キットをお持ちの方へ
～改めて内容物を確認してください～

1 現在の救急情報シートの内容に変更はありませんか？
変更があった際は、同封した救急情報シートに最新の情報を記入し、救急情報シートを入れ替えてください。
古い情報のままになっていると、救急活動の際に支障をきたす可能性があります。
なお、差し替えた古い救急情報シートは、ご自身で破棄してください。

2 キットに保管している健康保険証のコピー等に変更はありませんか？
キットに保管している健康保険証、診察券、薬剤情報提供書などの内容を確認し、変更があった際は、最新のものに入れ替えてください。

3 キットに入れ忘れはありませんか？
キットの中に入れ忘れが無いように確認をお願いします。

チェック欄

- 救急情報シート
- 薬剤情報提供書(写し)
- 健康保険証(写し)
- 診察券(写し)
- 写真(ご本人確認用)

薬剤情報提供書(写し)

健康保険証(写し)

診察券(写し)

写真(本人確認用)

救急情報シート(かかりつけ医や持病などを記入)

【問合せ先】
何かご不明点ございましたら、お住まいの地区の担当支所までご連絡ください。

お住まいの地区	担当支所
芝、海岸1丁目、東新橋、新橋、西新橋、三田1～3丁目、浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕	芝 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒105-8511 港区芝公園1-5-25 TEL. 3578-3161 担当者 岩本・東條
東麻布、麻布台、麻布狸穴町、麻布永坂町、麻布十番、南麻布、元麻布、西麻布、六本木	麻布 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒105-8515 港区六本木5-16-45 TEL. 5114-8822 担当者 栗原・中村
元赤坂、赤坂、南青山、北青山	赤坂 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒107-8516 港区赤坂4-18-13 TEL. 5413-7276 担当者 高島・金子
三田4・5丁目、高輪、白金、白金台	高輪 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒105-8581 港区高輪1-16-25 TEL. 5421-7085 担当者 高橋・齋藤 伊藤・原山
芝浦、海岸2・3丁目、港南、台場	芝浦港南 地区総合支所 区民課 保健福祉係 〒105-8516 港区芝浦1-16-1 TEL. 6400-0022 担当者 中園・白坂

(2) 改善後

改善点①

タイトルを目立たせ、更新すると何に役立つのか明確にした。

改善点②

「ポイント」との言葉を使用して見出しを強調し、読みやすくした。

改善点③

チェック表を整備し、使いやすくした。

令和5年10月

救急医療情報キットを**更新**して、 万が一に備えよう！！

もしもの時の備えとして、**更新のポイント**を紹介します。

ポイント①


救急情報シートと救急医療情報キットの中身は**最新のものに！**
救助の際、正しい情報が分からないと状態の把握に時間がかかってしまいます。

ポイント②

入れ忘れをなくして、救助のタイムロスを防ぐ！

今、確認してみましょう。

- 救急情報シート
- 薬剤情報提供書(コピ-)
- 健康保険証(コピ-)
- 診察券(コピ-)
- 写真(本人確認用)



健康保険証(コピ-)、
救急情報シート、
診察券(コピ-)、
写真、
薬剤情報提供書(コピ-)

ポイント③

救急医療情報キットは必ず**冷蔵庫に保管！**
冷蔵庫以外の場所にあると、救助の際、すぐに発見できません。

**最新の情報に更新しておくことが、
あなたの大切な命を守ります！**

【問合せ先】
港区 各地区総合支所 保健福祉係
芝地区 03-3578-3161
高輪地区 03-5421-7085
麻布地区 03-5441-8822
赤坂地区 03-5413-7276
芝浦港南地区 03-6400-0022

在宅避難に関するお知らせ

高輪地区総合支所協働推進課

1 文書の概要

文 書 名	在宅避難に関するお知らせ
対 象 者	全区民
用 途	在宅避難を推奨する。
使用頻度	年間約4, 000枚（防災訓練等で使用）

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・区が一番伝えたい内容が目立たず分かりにくい。・全体的に文章量が多く、趣旨が伝わりづらい。・在宅避難と直接関わりの低い内容が多く、手に取られにくい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・一番伝えたい内容を強調することで、その内容が一目で分かるようにした。・全体的に文章量を減らし、在宅避難を推奨すること、在宅避難する場合は何を準備すればよいかを簡潔に記載することで、趣旨が伝わりやすい文章にした。・手に取ってもらえるよう、在宅避難のデメリットもあえて記載し、対象者が自分で行動を選択できるようにした。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・メリットとデメリットを認識することで、避難所へ避難すべきか、在宅避難をするべきか、状況に応じて適切に判断することができる。・在宅避難の準備に必要なものを、簡易な文章とイラストにより理解することで、適切な備えができる。・対象者が適切に避難できることで、災害時の区の対応も効率的に行うことができる。
使用の検討	令和6年度から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

大震災に備える

在宅避難のすすめ

市区では、自宅に大きな被害がない場合、自宅で生活を続ける「在宅避難」を推奨しています。過去の震災において避難所では、犯罪や感染症の流行など様々な問題が発生しました。震災は、いつ発生するかわかりません。安心して在宅避難を続けられる準備をはじめましょう。

発災前、日頃からの準備

- 家族で安否確認方法を話し合しましょう。
大震災発生時は、公共交通機関が停止する可能性があります。東京圏では条例により、発災後3日間はひとりで外出せず、事業所や大学等に留まる帰宅抑制が求められています。
あらかじめ、家族の集合場所や安否確認の方法について話し合っておきましょう。安否確認には、災害用伝言ダイヤル(171)や、通信キャリア各社の災害用伝言板の機能などをまとめて確認できる「J-ampi 安否情報」として検索 (<http://ampi.jp>) が有効です。 www.kyocera.com
- 地域の活動に参加し、顔見知りを増やしましょう。
臨時 近隣大震災の際、がれきの中から救出された8割の方が、家族や近隣住民によって助けられました。
災害時には、住民団士の協力が不可欠です。地区の活動や防災訓練などに参加して、顔見知りを増やし、助け合える関係性をつくりましょう。またマンションでは、外部からの支援や救助に時間がかかる場合があります。管理組合等で安否確認の方法について話し合い、訓練をしましょう。

発災時に、ケガをしないための準備

- 家具類の転倒防止対策をしましょう。
震災時のケガの3〜5割は、室内での家具類の転倒等が原因とされています【東京消防庁調べ】。家具や倒れかたがらすが危険な状況では、在宅避難を続けることは困難です。
市区では、家具転倒防止対策に有効な器具類を無償で支給しています。

もし、自宅を離れて生活することになったら

避難所や親戚の家に行くなど中長期的に自宅を離れることになった場合、通電火災や断水復旧後の漏水事故などを防ぐため、ブレーカーを落とし、ガスと水道の元栓を閉めましょう。
マンションにお住まいの方は、緊急修理の支援が出る場合があるので、連絡先を管理組合や管理員などに伝えましょう。

課題①
一番伝えたい内容が目立たず分かりにくい。

課題②
全体的に文章量が多く、趣旨が伝わりづらい。

課題③
在宅避難と直接関わりの低い内容が多く、手に取られにくい。

発災後、在宅避難を続けるための準備

- 日常備蓄をはじめましょう。
災害への備蓄を負担なく続けるには、日頃利用している食料品や日用品を少し多めに購入する「日常備蓄」が有効です。
乳幼児にはオムツ、高齢者には常備薬など家族構成により、必要な備蓄品は異なります。
あらかじめ家族に必要な備蓄品について話し合きましょう。
- 携帯トイレの備蓄をはじめましょう。
発災後は、自宅のトイレが使えない場合があります。過去の震災では、避難所のトイレには長蛇の列ができ、衛生環境の悪化から感染症の発生率やトイレの使用回数を減らすため、水分と食事の摂取を控え体調を悪くする人がいました。
震災時のトイレの課題は、震災関連死の一因となります。携帯トイレの備蓄をはじめましょう。

携帯トイレとは
排泄物を処理する、便袋(し尿のための袋)と凝固剤がセットになったもの。区のあせん事業やホームセンター、量販店、通販サイト等で購入できます。

備蓄の目安 (トイレの回数)	1人1日 約5回 × 家族の人数 × 7日以上 <small>(大の便回数)</small>	1人家族の場合	約140回分以上必要
-----------------------	----------------------------------------------------------	----------------	-------------------

日常備蓄のイメージ

発災後は、水を流さないで!!
発災後は、排水管が壊れている可能性があります。排水管整備時は、逆流やマンション上層で流したものが下層で溢れ出す可能性があります。安全確認ができるまで、水を流すのはやめましょう。

- ゴミの保管場所を考えましょう
ゴミの収集はしばらく停止する可能性があります。使用済み携帯トイレなどのゴミは、パランダなど各戸の敷地内で保管しましょう。

エレベーターには乗らないで!!
エレベーターが動いていても余震等で停止し、閉り込め被害の可能性があります。エレベーターには乗らずに、階段を使って移動するようにしましょう。高層マンションに住む方は特に、各家庭での備蓄が重要です。

● 問合せ：高輪地区総合支所 協働推進課 TEL：03-5421-7621

(2) 改善後

改善点②

全体的に文章量を減らし、簡潔に趣旨が伝わりやすい文章にした。

港区では、在宅避難を推奨しています！

避難所へ行くだけが避難ではない！

在宅避難のすすめ

「災害が起きたら、避難所に行かなくてはいけない」と思っていないですか？
災害時、自宅の安全が確認できた場合は、無理に避難所に行く必要はありません。
避難所に行くことが、かえって危険な場合もあります。
自宅の安全が確認できた場合は、自宅で避難生活を送ってください。
ただし、少しでも安全に疑問がある場合は、避難所に避難してください。

在宅避難のメリットは？

- ・ 住み慣れた場所で避難生活が送れる
- ・ 感染症にかかるリスクが減る
- ・ 集団生活での心理的負担がない



在宅避難のデメリットは？

- ・ 支援物資を受け取りにくい
- ・ 高層マンションなどでエレベーターが停止した場合は移動がしづらい

在宅避難をするための準備



大型家具は固定する



7日分の飲料水、食料品等を備蓄する



7日分の携帯トイレ等の衛生用品を備蓄する



ライフラインの停止に備えた備蓄をする



ごみの保管場所を確認する

改善点①

一番伝えたい内容を強調し、その内容が一目で分かるようにした。

改善点③

デメリットもあえて記載し、自分で行動を選択できる構成にした。

【問合せ】 港区 高輪地区総合支所 協働推進課
TEL:03-5421-7621

口座振替のご案内

産業・地域振興支援部税務課

1 文書の概要

文 書 名	口座振替のご案内
対 象 者	区民税等の口座振替を希望する人
用 途	口座振替の手続を説明する。
使用頻度	年間1, 000枚程度

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・タイトルが長く、誰に向けた何の文書なのかすぐに分からない。・文字の羅列や長い文章により、情報が伝わりにくい。・口座振替依頼書の記入例がなく、記入方法が分かりづらい。また、記入に関する注意点が整理されておらず、全体的に見づらい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・誰に向けた何の文書なのかをタイトルに書き、すぐに内容が分かるようにした。・文章を端的にまとめ、表を使い、情報を分かりやすく整理した。また、各見出しのデザインをすっきりさせ読みやすくした。・口座振替依頼書の記入例を追記し、記入しやすくした。注意点を整理し記号を振り、直観的に読めるようにした。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・具体的な記入例があることから記入方法が分かりやすくなり、スムーズに手続ができるようになる。・記入の注意点を整理することで情報の見逃しが減り、誤記入等が減少する。・読み手に情報が分かりやすく伝わることで、電話での問合せや窓口での説明に要していた時間が削減でき、業務の効率化につながる。
使用の検討	令和6年度の案内から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

特別区民税・都民税(普通徴収分)、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療(長寿医療)保険料の、お支払いは、口座振替をご利用ください。

◆申し込み
I 「港区預金口座振替(自動払込)依頼書」に必要事項を記入し、納付義務者印及び口座名義人届出印を押印してください。
II 記入・押印した「依頼書」をご指定の口座のある金融機関へお持ちになり、手続きをしてください。

◆口座振替(払込)日
特別区民税・都民税については6月、8月、10月、1月の末日による年4回払い(各期)または、6月末日のみによる年1回払い(全期)です。また、年度途中で各期納付から一括納付に変更されても、翌年度分からとなります。国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料については毎月末日です。なお、末日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日になります。

◆口座振替(払込)が出来なかった場合
特別区民税・都民税については納付書を送付いたしますので、納付書の裏面を参照し払込指定期限までにお支払いください。国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料については翌月末に当月分と併せて振替(払込)いたします。

◆還付金振込
口座振替と併せて還付金の振込口座の登録をいたします。特別区民税・都民税の更正等により、特別区民税・都民税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の還付金が生じた場合は、振替口座に還付金を振込みます。

◆その他
I 一部、口座振替(及び還付金振込)をお取り扱いできない金融機関がございます。区からご本人様にご連絡のうえ、別の金融機関を指定していただくようになりますのでご了承ください。
II 再転入された場合は、改めて口座振替の手続きをしてください。
III 非課税になったなどの理由で、一定期間特別区民税・都民税の口座振替(預貯金口座からの引き落とし)がない状態がつづきますと、次に課税となった場合でも、口座振替ができない場合があります。もう一度口座振替の申し込みが必要になりますので、ご注意ください。国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料についても同様です。

(問合せ先)〒105-8511 東京都港区芝公園 1-5-25 TEL03-3578-2111(代)

・特別区民税・都民税	税務課 税務係	内線 2586~2591
・国民健康保険料	国民年金課 資格保険料係	内線 2647~2649
・介護保険料	介護保険課 介護保険料係	内線 2891~2897
・後期高齢者医療保険料	国民年金課 高齢者医療係	内線 2654~2659

課題①

- ・タイトルが長く、誰に向けた何の文書なのか分かりにくい。

課題②

- ・文字の羅列により内容が分かりづらい。
- ・文章が長く、要点がつかみにくい。

課題③

- ・口座振替依頼書の具体的な記入例がなく、記入方法が分かりづらい。
- ・記入に関する注意点が整理されておらず見づらい。

記入要領

港区預金口座振替(自動払込)依頼書

依頼先	銀行・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料	支店名	東京都港区芝公園三丁目四番地
〒105-8511		東京野村證券センター	欄中
依頼先	東京野村證券センター	欄中	欄中

申請書に記入する内容
1. 特別区民税・都民税(普通徴収分) 2. 国民健康保険料(普通徴収) 3. 介護保険料(55歳以上の方) 4. 後期高齢者医療保険料(長寿医療)

申請書に記入する内容
1. 特別区民税・都民税(普通徴収分) 2. 国民健康保険料(普通徴収) 3. 介護保険料(55歳以上の方) 4. 後期高齢者医療保険料(長寿医療)

申請書に記入する内容
1. 特別区民税・都民税(普通徴収分) 2. 国民健康保険料(普通徴収) 3. 介護保険料(55歳以上の方) 4. 後期高齢者医療保険料(長寿医療)

申請書に記入する内容
1. 特別区民税・都民税(普通徴収分) 2. 国民健康保険料(普通徴収) 3. 介護保険料(55歳以上の方) 4. 後期高齢者医療保険料(長寿医療)

申請書に記入する内容
1. 特別区民税・都民税(普通徴収分) 2. 国民健康保険料(普通徴収) 3. 介護保険料(55歳以上の方) 4. 後期高齢者医療保険料(長寿医療)

(2) 改善後

口座振替のご案内

特別区民税・都民税(普通徴収分)、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療(長寿医療)保険料のお支払い・還付

申し込み
「港区預金口座振替(自動払込)依頼書」に必要事項を記入し、届出印を押して、預金口座のある金融機関の窓口へ提出してください。

口座振替日

●特別区民税・都民税(普通徴収分)
①または②どちらかを選択

①各期 (年4回)	6月、8月、10月、翌1月の末日	②全期 (年1回)	6月末日(金額の引き落とし)
--------------	------------------	--------------	----------------

※年度の途中で振替方法を変えた場合は、翌年度以降の適用となります。
口座振替ができなかった場合
区から送付する納付書でお支払いください。

●国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療(長寿医療)保険料
毎月末日
口座振替ができなかった場合
翌月末に、当月分とあわせて引き落とします。

還付金の振込
還付金が生じた場合は、「港区預金口座振替(自動払込)依頼書」に記入した振替口座に還付金を振り込みます。

注意事項

- 1 口座振替の取り扱いのない金融機関があります。
- 2 再度港区に転入された場合は、改めて口座振替の申し込みが必要です。
- 3 口座振替によるお支払いがない状態が続くと、口座振替ができなくなる場合があります。

問合せ先

〒105-8511 東京都港区芝公園 1-5-25 TEL. 03-3578-2111(代)

特別区民税・都民税	税務課 税務係	内線 2586~2591
国民健康保険料	国保年金課 資格保険料係 収納業務担当	内線 2574~2576
介護保険料	介護保険課 介護保険料係	内線 2891~2897
後期高齢者医療保険料	国保年金課 高齢者医療係 収納業務担当	内線 2581~2582

改善点①

- ・ 誰に向けた何の文書なのかをタイトルに書き、すぐに内容が分かるようにした。

改善点②

- ・ 文章を端的にまとめ、表を使い、情報を分かりやすく整理した。
- ・ 各見出しは読みやすさを意識し、すっきりとしたデザインにした。

改善点③

- ・ 口座振替依頼書の記入例を加え、記入しやすくした。
- ・ 注意点を整理し記号を振り、直観的に読めるようにした。

口座振替依頼書の記入方法

- 1 記入例を参考に、 を正確に記入してください。
- 2 「依頼先」「申込区分」「申し込みもの」「銀行等」の各項目は、該当するものに○印を必ず付けてください。
- 3 届出印は、振替口座の銀行等又はゆうちょ銀行の届出印を必ず押してください。
※2枚目以降も必ず押してください。

—記入例—

港区預金口座振替(自動払込)依頼書

① 依頼先(必ず○印を付けてください。※ゆうちょ銀行以外の銀行等は、金融機関名、支店名を記入)

② 申込区分(必ず○印を付けてください)

③ 申し込みもの(必ず○印を付けてください)

④ 銀行等(必ず○印を付けてください)

⑤ 振替口座(必ず○印を付けてください)

⑥ 振替日(必ず○印を付けてください)

⑦ 振替金額(必ず○印を付けてください)

⑧ 振替元(必ず○印を付けてください)

⑨ 振替種別(必ず○印を付けてください)

⑩ 振替手数料(必ず○印を付けてください)

⑪ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑫ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑬ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑭ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑮ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑯ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑰ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑱ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑲ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑳ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉑ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉒ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉓ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉔ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉕ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉖ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉗ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉘ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉙ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉚ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉛ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉜ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉝ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉞ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉟ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊱ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊲ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊳ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊴ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊵ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊶ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊷ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊸ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊹ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊺ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊻ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊼ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊽ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊾ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊿ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

① 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

② 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

③ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

④ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑤ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑥ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑦ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑧ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑨ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑩ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑪ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑫ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑬ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑭ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑮ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑯ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑰ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑱ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑲ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

⑳ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉑ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉒ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉓ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉔ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉕ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉖ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉗ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉘ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉙ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉚ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉛ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉜ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉝ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉞ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㉟ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊱ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊲ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊳ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊴ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊵ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊶ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊷ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊸ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊹ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊺ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊻ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊼ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊽ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊾ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

㊿ 振替手数料の引落し(必ず○印を付けてください)

葬祭費の支給についてのお知らせ

保健福祉支援部国保年金課

1 文書の概要

文書名	葬祭費の支給についてのお知らせ
対象者	国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者の家族等
用途	対象者に制度を知ってもらい、利用してもらう。
使用頻度	年間1,400枚程度（各地区総合支所に配置）

2 課題及び改善内容

課題	<ul style="list-style-type: none">・タイトルから葬祭費を支給する事業があることが伝わりにくい。・説明文が長く、情報量が多いこと、例外の説明が中心部に記載されていることなどにより、内容が分かりにくく、申請資料の漏れや電話での問合せが多い。・提出先が実際に事務処理を行う部署ではないため、担当部署への転送処理など、非効率な事務処理となっている。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・葬祭費を支給することをタイトルに明記し、背景デザインを加えて、目に留まるようにした。・説明文を項目分けし、読む人の視線の動きも意識しながら、項目の配置や色分け、文字フォントを工夫した。・申請方法は「郵送がメイン、持参がサブ」であることを示し、郵送先に実際に事務処理を行う部署を明記した。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・タイトルから一目でメリットが伝わり、利用が増える。・申請者や支給額など、対象者が知りたい項目に対応する情報が分かりやすくなることにより、問合せや書類の提出漏れが減る。・書類提出先が適切になることにより、業務が効率化する。
使用の検討	令和6年度の案内から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

課題①

タイトルからは伝えたい内容が伝わりにくい。

葬祭費の申請について

港区の国民健康保険に加入または、後期高齢者医療に加入されている人が死亡し葬祭を行った場合、「葬祭を行い葬祭費用を払った人」に葬祭費7万円が支給されます。

ただし、社会保険に本人として加入していた人が退職後3か月以内に死亡し、退職前の健康保険から支給される場合は、支給されません。

また、交通事故や公害病等で他の制度等により葬祭費と同様の給付金を受けられる場合も支給されません。

※申請は早めをお願いします。葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると申請できません。

手続きには下記のものが必要です。申請の際に持参してください。

申請後、「葬祭を行い葬祭費用を払った人」の銀行等の口座に入金します。

【申請人】

葬祭を行い葬祭費用を払った人

【持参するもの】

- 1 亡くなった人の国民健康保険証または後期高齢者被保険者証
介護保険証を持っている人は一緒にお返しください。
- 2 葬祭費用の領収書
申請人と同一の氏名の記載があり、亡くなった人の葬祭費用であることが記載されたもの
- 3 申請人の保険証又は運転免許証、パスポート等の本人確認ができる書類
- 4 申請人の銀行等の通帳
通帳が持参できない場合は、金融機関名、支店名、口座種別（普通・貯蓄・当座）、口座名義人氏名が判るように、コピー又はメモを持参してください。

【申請先】

芝地区総合支所区民課窓口サービス係
麻布地区総合支所区民課窓口サービス係
赤坂地区総合支所区民課窓口サービス係
高輪地区総合支所区民課窓口サービス係
芝浦港南地区総合支所区民課窓口サービス係
芝浦港南地区総合支所台場分室

課題②

申請条件や支給の対象外となるケース、申請方法を文章で長々と説明している。

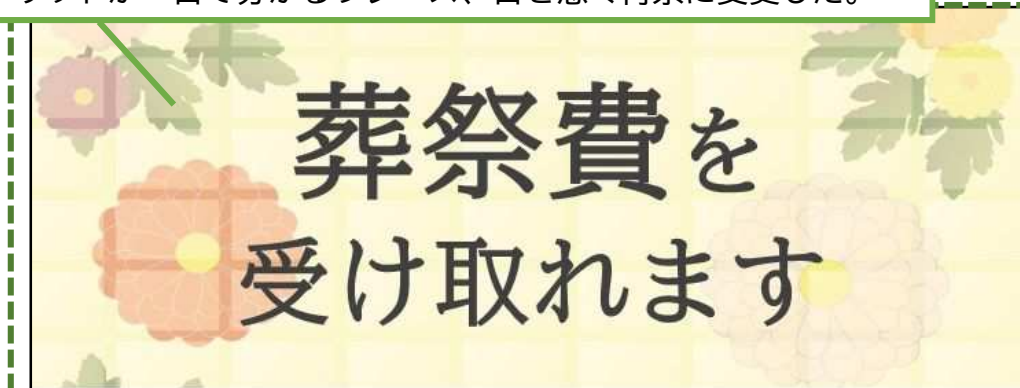
課題③

総合支所への持参申請のみを案内しているが、処理は国保年金課で行うため、書類の転送が必要となっている。

(2) 改善後

改善点①

メリットが一目で分かるフレーズ、目を惹く背景に変更した。



申請者

お葬式の費用を払った人

支給額

7万円

申請期間

お葬式を行った日の翌日から2年以内

申請条件

港区の国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人が死亡したとき

対象外

他の制度からお葬式の費用を支給された場合

- ①勤め先の健康保険に加入していた人が退職後3か月以内に死亡したとき
- ②交通事故や公害病等で死亡したとき

申請に必要なもの ※郵送または持参

- ① 申請書(国保年金課、各地区総合支所区民課、台場分室で配布。区ホームページでダウンロードもできます。)
- ② 葬祭費用の領収書の原本
…あて名が申請者(フルネーム)で、死亡した人のお葬式であることが分かるもの
- ③ 申請者の本人確認ができる書類のコピー(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)※
※持参の場合は原本で確認します
- ④ 申請者の銀行等の通帳のコピー※
…金融機関名、支店名、口座種別(普通・貯蓄・当座)、口座名義人氏名が分かるもの
※持参の場合は原本またはコピーで確認します

申請方法

下記 国保年金課に郵送

※持参する場合は、各地区総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は区民課相談担当)と台場分室でも受付しています。



▲各支所の住所

問合せ先
・
郵送先

港区 保健福祉支援部 国保年金課

(〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所3階)

・国民健康保険の担当… 給付係 03-3578-2640 ~ 2642

・後期高齢者医療制度の担当… 高齢者医療係 03-3578-2654 ~ 2659

改善点②

- ・文章を全て項目分けにした。
- ・読む人の視線を意識し、項目の配置や色分け、文字フォントを工夫した。

改善点③

郵送がメインであることを各所でアピールし、郵送先を明記した。

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

みなと保健所

新型コロナウイルスワクチン接種担当

1 文書の概要

文書名	新型コロナワクチン接種のお知らせ
対象者	全ての区民
用途	ワクチン接種の実施に関する情報を区民に周知する。
使用頻度	随時（区設掲示板や区有施設に掲示、SNSで発信等）

2 課題及び改善内容

課題	<ul style="list-style-type: none">・重要な情報である「接種期間」や「対象者」が目立たず分かりづらい。また、全体的に字が小さく読みづらい。・接種場所である病院・クリニックと集団接種会場の表記が混在していて内容が分かりづらい。・文字量が多い、文字が小さい、背景色を使用しているなどにより、区民に最も伝えたい事項は何なのか分かりづらい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・「接種期間」を強調させた。また、この文書においては不要な情報をカットし、「対象者」が一目で分かるように表記した。・区内医療機関と集団接種会場の記載を明確に区分した。また、区内医療機関については医療機関一覧表にアクセスできるようにQRコードを配置した。・全体を受け手が見やすいと思うデザインに変更した。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・自分が対象者であるか、いつ・どこで接種ができるのかなど、必要な情報が一目で分かることで、接種へのハードルが下がり、接種する人が増える。・この文書だけで必要な情報を知ることができることで、コールセンターへの問合せが減少する、接種の予約がスムーズにできるなど、接種遂行が円滑になる。
使用の検討	区民に周知する際に使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

課題①

- ・重要な情報である接種期間や対象者が目立たず、分かりづらい。
- ・全体的に字が小さく読みづらい。

新型コロナワクチン接種のお知らせ【第36号】
Announcement on Vaccinations against COVID-19 (No.36) 令和5年5月26日発行

**令和5年度
新型コロナワクチン接種スケジュール**

令和5年度も「自己負担なし（無料）」で新型コロナワクチンの接種が受けられます

	令和5年度 5月8日～8月31日	9月以降
12歳以上	令和5年春開始接種 オミクロン株対応2価ワクチン 初回接種（1・2回目）を終了した以下の人を対象 ・高齢者（65歳以上） ・基礎疾患がある人など（12～64歳） ・医療従事者など 対象以外の方は接種できません	令和5年秋開始接種 初回接種（1・2回目接種）を終了した全員が対象 使用ワクチン未定
5～11歳	基礎疾患がある人は、オミクロン株対応ワクチンの2回目の接種が可能 オミクロン株対応2価ワクチン 追加接種 （3回目以降接種） オミクロン株対応2価ワクチン	初回接種（1・2回目）を終了しオミクロン株対応ワクチンを未接種の全員が引き続き対象です
1・2回目未接種の5歳以上	初回接種 （1・2回目接種） 従来型ワクチン	令和6年3月31日まで継続
6か月～4歳	初回接種 （1～3回目接種） 従来型ワクチン	令和6年3月31日まで継続

○高齢者や、重症化リスクが高い人等は、令和5年春開始接種（8月まで）と令和5年秋開始接種（9月以降）で計2回の接種を受けられます。

○初回接種が未接種の人は基礎疾患の有無に関わらず引き続き接種を受けることができます

区内約120の病院・クリニックでも接種を行っています

港区集団接種会場（ご予約の上、ご来場ください）

12歳以上接種専用




札の辻スクエア 3階
芝5-36-4

- オミクロン株ファイザー(BA.1)
- オミクロン株モデルナ(BA.4-5)
- ノババックス
- 従来型ファイザー（1・2回目接種の場合のみ接種可能）

接種日：毎週木曜日～土曜日

小児(5-11歳)接種専用



みなと保健所 6階
三田1-4-10

- 小児用従来型ファイザー
- 小児用オミクロン株ファイザー

接種日：毎週水曜日

最新の情報は、港区ホームページをご覧ください。
For the latest information, please visit the Minato City website.

港区新型コロナワクチン接種コールセンター ☎ 0120-252-237(日・英・中・韓) 3 Languages Available English, Chinese, Korean
Minato City COVID-19 Vaccination Call Center 平日 AM 8:30～PM 8:00 土日祝 AM 8:30～PM5:30

課題②

- ・区内医療機関と集団接種会場の情報が混在し、分かりづらい。

課題③

- ・全体として文字量が多い、文字が小さい、背景色を使用しているなどにより、分かりづらい。

(2) 改善後

改善点①

- ・接種期間や対象者の記載を強調させ、重要な内容が一目で分かるように表記した。

新型コロナワクチン接種のお知らせ【第36号】

Announcement on Vaccinations against COVID-19 (No.36) 令和5年5月26日発行

接種期間・接種できる人

無料で
接種できます

接種期間
5月8日(月)～8月31日(木)

接種できる人

①生後6か月以上で、新型コロナワクチンを接種したことがない人
②新型コロナワクチンを接種してから3か月以上経過した人で、下の表に該当する人

年 齢	対 象
65歳以上	すべての人
12～64歳	・基礎疾患がある人、重症化リスクが高いと医師が判断した人 ・医療従事者 ・高齢者施設、障害者施設等の従事者
5～11歳	・オミクロン株対応ワクチンを接種していない人 ・基礎疾患があり、オミクロン株対応ワクチンの2回目接種を希望する人

接種できるところ

区内の医療機関

実施医療機関は
こちらから確認ください



※医療機関・病院 約120か所で実施しています

集団接種会場 (予約が必要です)

12歳以上接種専用

札の辻スクエア3階

芝5-36-4



接種曜日:木曜・金曜・土曜

5-11歳接種専用

みなと保健所6階

三田1-4-10



接種曜日:水曜

最新の情報は、右のQRコードをご覧ください。
For the latest information, please visit the QRcode on the right.



港区新型コロナワクチン接種コールセンター ☎ 0120-252-237(日・英・中・韓) 3 Languages Available English, Chinese, Korean
Minato City COVID-19 Vaccination Call Center 平日 AM 8:30～PM 8:00 土日祝 AM 8:30～PM 5:30

改善点②

- ・区内医療機関と集団接種会場を明確に区分して表記するとともに、QRコードを配置した。

改善点③

- ・全体を受け手が見やすいと思うデザインに変更した。

認証保育所保育料助成制度のご案内

子ども家庭支援部保育課

1 文書の概要

文 書 名	認証保育所保育料助成制度のご案内
対 象 者	認証保育所を利用している保護者
用 途	対象者に保育料を助成することを周知する。
使用頻度	年間3, 000枚程度

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・ 文量が多く、伝えるべきポイントが整理されていない。・ 助成内容の詳細や助成を行わない場合など、助成の本質とは関係性の低い説明が多い。・ 問合せ先の記載が多く、どこに問い合わせるべきか分かりづらい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・ 文量を減らし、重要な項目のみ記載するようにした。また、誰に向けた文書なのか一目で分かるようにした。・ 細かい条件や例外の内容を省き、対象者が情報を受け取りやすくした。・ 問合せ先を整理し、明確にした。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・ 対象者と申請方法を明確にしたことにより、申請者が何をすればよいか分かりやすくなり、問合せの件数が減る。・ 申請に必要な書類を発行する場所を明確にしたことにより、申請者の必要書類を揃える負担が減る。
使用の検討	令和6年度の案内から使用を検討中

(2) 改善後

令和4年2月発行
港区子ども家庭支援部保育課

認証保育所をご利用の方へ

～認証保育所保育料助成制度のご案内～

認可保育園等保育料と認証保育所保育料の「差額」を受け取ることができます。

※受給するためには申請が必要です。

1 受給条件

申請する保護者が、①～⑤(⑤は0～2歳児クラスの区民税課税世帯のみ)をすべて満たしていること。

- ① お子さんと一緒に港区内に住んでいる。
- ② 認証保育所の保育料を支払っている。
- ③ 月160時間以上の月締め契約をしている。
- ④ お子さんが教育・保育給付認定(2号又は3号)または施設等利用給付認定(2号又は3号)を受けている。
※区民税課税世帯の0～2歳児クラスのお子さんは教育・保育給付認定が必要です。
区民税非課税世帯の0～2歳児クラスと、3～5歳児クラスのお子さんは施設等利用給付認定が必要です。
- ⑤ 認可保育園等の入所申込みをし、お子さんが待機児童となっている。

複数の保育施設に通っている場合、助成金を受け取ることができる施設は1施設のみです。認証保育所保育料助成制度を利用するためには、私立幼稚園や認可外保育施設の保育料の助成を受けていないことが条件となります。

2 受給金額

認可保育園等保育料と認証保育所保育料との差額

【受給金額の計算例】

<p><例1> 3歳児、認証保育所保育料 68,000円 認可保育園等保育料 0円(無償化対象児童)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">① 認証保育所保育料</td><td style="width: 50%;">68,000円</td></tr> <tr><td>② 認可保育園等保育料</td><td>0円</td></tr> <tr><td>①-② 受給金額</td><td>68,000円</td></tr> <tr><td>(内訳) 施設等利用給付費</td><td>31,000円</td></tr> <tr><td>区独自助成</td><td>31,000円</td></tr> </table>	① 認証保育所保育料	68,000円	② 認可保育園等保育料	0円	①-② 受給金額	68,000円	(内訳) 施設等利用給付費	31,000円	区独自助成	31,000円	<p><例2> 1歳児、認証保育所保育料 67,000円 認可保育園等保育料 74,000円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">① 認証保育所保育料</td><td style="width: 50%;">67,000円</td></tr> <tr><td>② 認可保育園等保育料</td><td>74,000円</td></tr> <tr><td>①-② 受給金額</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>(内訳) 区独自助成</td><td>7,000円</td></tr> </table>	① 認証保育所保育料	67,000円	② 認可保育園等保育料	74,000円	①-② 受給金額	7,000円	(内訳) 区独自助成	7,000円
① 認証保育所保育料	68,000円																		
② 認可保育園等保育料	0円																		
①-② 受給金額	68,000円																		
(内訳) 施設等利用給付費	31,000円																		
区独自助成	31,000円																		
① 認証保育所保育料	67,000円																		
② 認可保育園等保育料	74,000円																		
①-② 受給金額	7,000円																		
(内訳) 区独自助成	7,000円																		

3 申請方法


申請書類を利用している認証保育所に提出してください。

(1) 申請書類(3点)


- ① 認証保育所保育料減免申請書
- ② 同意書
- ③ 「子どものための教育・保育給付認定通知書」または「子育てのための施設等利用給付認定通知書」の写し

※ ①、②は、認証保育所、保育課保育支援係(港区役所本庁舎7階)で受け取ることができます。
※ ③は「教育・保育給付認定」または「施設等利用給付認定」を受ける時に発行されるものです。

「子どものための教育・保育給付認定」に必要な書類について



「子育てのための施設等利用給付認定」に必要な書類について



<③の書類に関する問合せ先>

各地区総合支所 区民課 保健福祉係

・芝地区 03(3578)3161 ・高輪地区 03(5421)7085

・麻布地区 03(5114)8822 ・赤坂地区 03(5413)7276

・芝浦港南地区(台場を含む) 03(6400)0022

(2) 提出先
利用している認証保育所

(3) 注意事項

- ・申請書類は、認証保育所を利用する年度の3月15日まで(休日の場合は翌開園日)に提出してください。
- ・助成金を受け取るためには年度ごとに申請が必要です。


4 問合せ先

保育課 保育支援係 03(3578)2429

制度の詳細については、専門員による電話相談(予約制)も受け付けています。

右の「みなと母子手帳アプリ」から、または、保育課保育支援係へのお電話によりご予約ください。

みなと母子手帳アプリ
公式サイト



https://minato.city-hc.jp/

改善点②

- ・細かい条件や例外の内容を省き、対象者が情報を受け取りやすくした。

改善点①

- ・量を抜本的に減らし、重要な項目のみ記載するようにした。
- ・冒頭の説明文を端的にして、概要が伝わりやすいようにした。
- ・初めに「認証保育所をご利用の方へ」との記載を入れ、誰に向けた文書なのか一目で分かるようにした。

改善点③

- ・問合せ先を整理し、明確にした。
- ・申請に必要な書類についてQRコードを記載し、分かりやすくした。

自転車用ヘルメットの着用促進
に関するお知らせ

街づくり支援部地域交通課

1 文書の概要

文 書 名	自転車用ヘルメットの着用促進に関するお知らせ
対 象 者	全区民
用 途	ヘルメットの着用と保険の加入を促進する。
使用頻度	年間約10万枚

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・タイトルを見ただけでは、本制度の内容が分かりづらい。・文字数や情報量が多く読みづらい。また、余白が少なく、読む気にならない。・チラシの主旨が伝わりづらい。・対象となる自転車損害賠償保険等や安全性の認証を受けたヘルメットの条件がどのようなものなのか分かりづらい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・購入した場合のメリットを分かりやすく伝えつつ、読む人の興味を引くタイトルに変更した。・情報を絞って文字数を減らした。また、文字の大きさや余白にメリハリを付けた。・詳細は区HPで確認できるようQRコードを掲載した。・図を活用して、分かりやすくした。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・本制度を利用する人が増えることにより、安全性の高い自転車用ヘルメットを着用する人と自転車損害賠償保険等に加入する人が増加する。・申請に関する問合せ件数の減少し、職員側の負担も減る。
使用の検討	令和6年1月から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

課題①

- ・タイトルを見ただけでは、本制度の内容が分かりづらい。

全区民対象

自転車用ヘルメットの購入費を助成します

自転車損害賠償保険等に加入していて、自転車用ヘルメットを購入した区民に対し、**2,000円分の区内共通商品券(スマイル商品券)**をお渡しします。

対象者 区内在住で、自転車損害賠償保険等に加入されている方
※ 13歳未満を対象に行っていた事業を、全年齢対象に拡大しました。

申請期間 令和6年**3月31日**まで
※ 窓口での受付は令和6年3月29日までとなります。

申込方法 QRコード読み取り、電子申請にてお申し込みください。もしくは、**必要書類4点**を地域交通課へ郵送又は持参してください。

電子申請 QRコード

必要書類

- 1 申請書**
郵送、持参の場合、港区ホームページからダウンロードできます。
- 2 自転車用ヘルメット購入時の領収書やレシート等の写し**
令和5年1月1日以降に購入したものが対象です。
- 3 自転車損害賠償保険等の加入が確認できる書類の写し**
自転車損害賠償保険等とは、自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済です。
また、火災保険、自動車保険あるいは傷害保険等に付帯されている場合がありますので、ご加入の保険等の補償内容をご確認ください。
- 4 安全性の認証を受けた自転車用ヘルメットであることがわかる資料の写し**
ヘルメットの**認証マーク**(SGマーク又は同等の基準)を撮影した写真、もしくは領収書等に記載の製品名や製品番号と一致する商品パンフレット等の写しを添付してください。

港区 街づくり支援部 地域交通課
〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所5階
03-3578-2262
FAX:03-3578-2369

問合せ

港区HP QRコード

課題②

- ・文字数や情報量が多く読みづらい。
余白が少なく、読む気にならない。
- ・チラシの主旨が伝わりづらい。

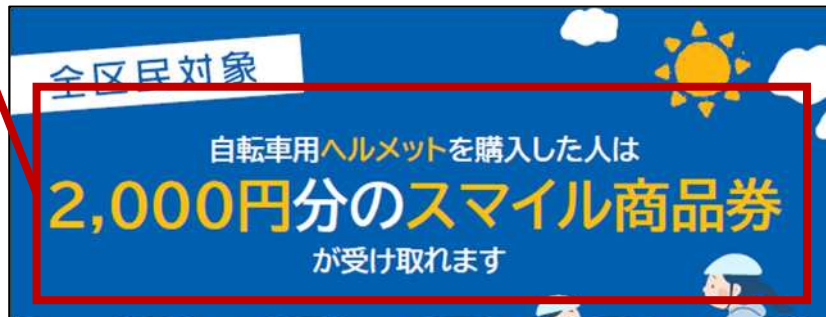
課題③

- ・対象の保険や安全性の認証の条件がどのようなものなのか分かりづらい。

(2) 改善後

改善点①

- ・購入した場合のメリットを分かりやすく伝えつつ、読む人の興味を引くタイトルにした。



締切 令和6年**3月31日**まで
※窓口での受付は令和6年3月29日まで

対象 安全性が認められたヘルメットを購入し、
自転車損害賠償保険等に加入している人
※自転車損害賠償保険等とは、自転車で事故を起こした時に備える保険・共済です。

申込 (1)電子申請
右のQRコードを読み取り、お申し込みください。 電子申請 QRコード

(2)書類で申請
必要書類4点を地域交通課へ郵送または持参してください。

必要書類

1 申請書 港区ホームページからダウンロードできます。	4 安全規格の認証を受けた自転車用ヘルメットであることがわかる資料の写し 認証マークの例
2 自転車用ヘルメット購入時の領収書やレシート等の写し 令和5年1月1日以降に購入したもの	
3 自転車損害賠償保険等の加入が確認できる書類の写し コンビニやインターネットで加入できます。 自転車保険 で検索	

港区 街づくり支援部 地域交通課
問合せ ☎03-3578-2262
FAX:03-3578-2369

港区HP QRコード

詳しくはこちらをご覧ください。

改善点②

- ・情報を絞って文字数を減らした。
文字の大きさや余白にメリハリをつけた。
- ・詳細は区HPで確認できるようQRコードを掲載した。

改善点③

- ・図を活用して分かりやすくした。

港区屋内喫煙所設置費等助成制度のご案内

環境リサイクル支援部環境課環境政策係

1 文書の概要

文 書 名	港区屋内喫煙所設置費等助成制度のご案内
対 象 者	建築物を所有または管理している人
用 途	対象者に制度を知ってもらい、利用してもらう。
使用頻度	年間100枚程度（ホームページでも公開）

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・情報量が多すぎて、本当に伝えたいことが伝わらない。・行政的な表現が多く、内容が分かりづらい。・初見のインパクトが無く、読んでもらいにくい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・伝えたいことを簡潔に表記した。・行政的な表現を控え、対象者の立場から分かりやすい表現となるようにした。・一目で目の引くデザインにした。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・制度の趣旨が一見で分かるようになったことにより、一層の制度周知と対象者の関心を引くことができる。・対象者に制度の魅力が伝えることにより、民間喫煙場所の設置が増加する。
使用の検討	令和6年度の案内から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

一般開放可能な喫煙場所の設置費及び維持管理費を助成します！

港区屋内喫煙所 設置費等助成制度

港区では、区民の快適な生活環境を実現するため、一般開放可能な屋内喫煙所（コンテナ型・トレーラー型など、屋内と同等の設備を有する屋外設置の喫煙所を含む。）を設置する建築物の所有者の方々に、屋内喫煙所の設置費及び維持管理費を助成します。

助成金額等

区分	助成対象経費	助成割合	上限額	
設置に係る経費 ※初回のみ助成	工事費、設備費、機具、機械設置費等	10/10	5m以上 10m未満	400万円
			10m以上 15m未満	600万円
			15m以上 20m未満	800万円
			20m以上	1,000万円
			屋外型コンテナ喫煙所 (コンテナ型、トレーラー型)	1,000万円
維持管理に係る経費 ※継続した期間助成	電気代、空気清浄機の保守、火災保険料、清掃、ごみ処理委託経費等	10/10	1年目から 5年目まで	144万円/年 ※ただし、助成対象期間が1年間に満たない場合は、12万円×決定月数（1か月未満の場合は、6万円×決定月数（1か月未満の場合は、3万円×決定月数（1か月未満の場合は、1万円×決定月数））を上限とする
			6年目から 10年目まで	72万円/年

※消費税額相当額は助成対象経費に含まれません。

※千円未満の端数は切り捨てます。

【助成を受けられる人】

- 港区内の建築物を所有する方
- 港区内の建築物を使用する方
- 区内の所有または使用する敷地に喫煙所を設置しようとする方

助成金の活用を検討する場合は、必ず事前にご相談ください。

課題①

情報量が多すぎて、本当に伝えたいことが伝わらない。

課題③

初見のインパクトが無く、読んでもらいにくい。

課題②

行政的な表現が多く、内容が分かりづらい。

●助成の対象となる屋外喫煙所の要件●

- 1 喫煙所は、設置日から1年以上経過していること。
- 2 喫煙所は、屋外に設置され、屋根は設置されていること。
- 3 喫煙所の出入口は、喫煙者の出入りに支障を及ぼさないように配慮されていること。
- 4 喫煙所の出入口は、喫煙者の出入りに支障を及ぼさないように配慮されていること。
- 5 喫煙所の出入口は、喫煙者の出入りに支障を及ぼさないように配慮されていること。

1 交付申請

設置費助成の場合は工事着手後、維持管理費助成の場合は助成を受けたい期間の開始前（※前年度）に、港区長宛てに申請書を提出し、提出された申請書に基づき申請書に添付書類を提出して申請してください。

※申請書に添付書類を提出しない場合は、資料の提出をお願いします。

(1) 設置に係る経費	屋内	屋外
① 設置費	○	○
② 電気代	○	○
③ 空気清浄機の保守	○	○
④ 火災保険料	○	○
⑤ 清掃	○	○
⑥ ごみ処理委託経費	○	○
⑦ その他	○	○
(2) 維持管理に係る経費	○	○
① 電気代	○	○
② 空気清浄機の保守	○	○
③ 火災保険料	○	○
④ 清掃	○	○
⑤ ごみ処理委託経費	○	○
⑥ その他	○	○

2 助成金交付決定・不交付決定

港区長は申請書と申請書を照合し、助成金交付又は不交付を決定します。なお、決定にあたっては、区から条件を付すことがあります。

3 助成金の請求

助成金交付決定の通知を受けた後、港区長の案内で設置費等助成金交付請求書（第4号様式）を提出してください。

4 助成金の受け取り（振替払い）

交付請求書が提出された後、約1か月以内に指定された金融機関の口座に助成金が振り込まれます。

5 喫煙所の完成・運用

喫煙所が完成し、営業を開始する場合は、喫煙所の完成状況を港区長宛てに報告してください。喫煙所の運用を中止又は変更する場合は、手続きが必要です。事前に区にご相談の上、必要な手続きをお取りください。

6 実績報告書の提出

助成金交付決定後、申請書を完了し、事業完了又は当該年度終了後、速やかに港区長宛てに実績報告書を提出してください。実績報告書の提出期限は、申請書の提出日から起算し、申請書の提出日から起算して1年以内です。

助成の流れ



申請内容の変更や設置工事の中止があった場合も、手続きが必要です。必ず事前に区にご相談ください。



★様式等は、港区ホームページ（<http://www.city.minato.tokyo.jp/>）からダウンロードできます。

トップページ > 環境・まちづくり > 環境 > 各種助成制度

問い合わせ先
港区環境リサイクル支援部環境環境課
〒105-8511 港区公明第一丁目番25号
電話：03-3578-2506
FAX：03-3578-2439



〒105-8511 港区公明第一丁目番25号

(2) 改善後

改善点①

伝えたいことを簡潔に表記した。

屋内喫煙所の設置費と 維持管理費が受け取れます！

港区屋内喫煙所設置費等助成制度

誰でも使える屋内喫煙所[※]を設置した方は、屋内喫煙所の設置にかかった費用と維持管理にかかった費用の一部を受け取ることができます。

※コンテナ型・トレーラー型など、屋内と同等の設備を有する屋外設置の喫煙所を含みます。

設置に係る経費 20㎡以上で
※初回のみ助成 (5㎡以上が対象)

最大
1,000万円

維持管理に係る経費 1年目～5年目
※決定月により算出
※6年目以降は金額が変更となります。

最大
144万円/年

■対象者

- (1) 港区内に建築物を所有する方
- (2) 港区内の建築物を使用する方
- (3) 区内の所有または使用する敷地内に喫煙所を設置しようとする方

※ 制度の詳細は、下記ホームページまたはQRコードを参照していただくか、お気軽にお問い合わせください。

■設置者の声

喫煙所を作ることで、自社ビルの社員もマナーを守って喫煙することができています！



店舗の隣に設置したおかげで、店の売り上げにも貢献しています！

■設置喫煙所例



■問い合わせ

港区環境リサイクル支援部環境課環境政策係 03-3578-2506

区ホームページ・QRコード

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kankyoushidou/20130401.html>



改善点②

対象者の立場から分かりやすい表現となるようにした。

改善点③

一目で目の引くデザインにした。

警察署との事前協議に関するお知らせ

防災危機管理室危機管理・生活安全担当

1 文書の概要

文 書 名	警察署との事前協議に関するお知らせ
対 象 者	建築主
用 途	対象者に警察署との事前協議の必要性を周知する。
使用頻度	年間約120枚（窓口配布）

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・全体的に文章量が多く伝えたいことが伝わりにくい。・条文の引用や専門用語により内容が分かりづらい。・協議の具体的なフローが分かりにくい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・情報量を整理するとともに、長い文章は短く、箇条書きにした。また、警察に協議するメリットを、イラストを用い、分かりやすく記載した。・条文の引用や専門用語で表現するのではなく、イラストを用いて簡易的に表現した。・イラストを配置し、協議の流れが建築主目線で分かりやすいように示した。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・紙1枚に情報を整理したことにより、対象者に、制度のメリットや手続フローがしっかりと伝わり、適正に協議を行う対象者が増加する。また、適正な協議がなされることにより、区内の防災力が向上する。・対象者が正しく内容を理解することで、問合せ件数が減るなど、区側の事務処理も効率化する。
使用の検討	令和6年4月から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

マンション・ホテル・雑居ビルを建築される皆様へ!!

建築確認申請前に警察へ協議が必要です。

●建築確認申請をする場合は、建築確認申請前に所轄の警察署に協議願います。

参考

「安全で安心できる港区にする条例」第7条（建築主の責務）

- 1 共同住宅及びホテル等不特定多数の人が利用する建築物を建築（大規模修繕を含む。）しようとする建築主は、建築の際、当該建築物に防犯設備を整備するよう努めるものとする。
- 2 建築主は、前項に規定する防犯設備を整備するに当たっては、建築基準法に基づき確認申請前に、当該建築物の存する区域を管轄する警察署に協議するものとする。

対象となる建築物は？（施行規則第5条）

- 共同住宅 ⇒ 一棟の戸数が7戸以上のもの。
- ホテル ⇒ 旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に係る建物。
- 雑居ビル ⇒ 3以上の店舗を有し、かつ延面積が100㎡を超える建築物で、2以上の店舗が人居する建築物。

※ 店舗とは、次の用途に供されるもの。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業。
- 3 飲食店。
- 4 物品販売業。
- 5 物品賃貸業。
- 6 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業。

課題①

全体的に文章量が多く伝えたいことが伝わりにくい。

課題②

条文の引用や専門用語により内容が分かりづらい。

協議の内容や協議の方法は？

★ 協議の内容 …不法侵入者等による盗難等の被害を防止するため、建築物の防犯対策が中心となります。

★ 協議の方法 …建築主の方は、設計図書等で計画建物の概要を協議書に記入し、2部（1部はコピー可）を所轄の警察署に持参し、必要な指導やアドバイスを受け終了後、警察の受付印のある協議書（建築主持）を、港区防災課生活安全推進担当にご持参ください。区が確認し協議書に受付印を押した後、コピーをとり戻します。（警察署へ行く際は事前連絡が必要です。）

※ 警察署の指導等は、強制力のあるものではなく、建築主に協力をお願いするものです。したがって、防犯設備を計画する場合、建築基準法及び消防法等に抵触しないよう留意願います。

建築主	所管警察署	港区 防災課 生活安全推進担当	港区 指定確認検査機関
協議書2部作成	協議		
	協議書1部（警察署持）		
改善・対応策	指導・助言		
	協議書1部（建築主持）		
協議書1部（建築主持）		確認	
		協議書1部（建築主持）	
建築確認申請			申請

※ 協議書は、区役所、区民センター、生活安全推進担当にありま。また、港区のホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能です。http://www.city.ninato.tokyo.jp/

●協議先・・・各所管警察署の生活安全課（行く前に所管警察署へ連絡が必要です）

- ・ 愛 宕 警察署 港区新橋6-18-12 TEL 3437-0110
- ・ 三 田 警察署 港区芝浦4-2-12 TEL 3454-0110
- ・ 高 輪 警察署 港区高輪3-15-20 TEL 3440-0110
- ・ 麻 布 警察署 港区六本木4-7-1 TEL 3479-0110
- ・ 赤 坂 警察署 港区赤坂4-18-19 TEL 3475-0110
- ・ 東京湾岸警察署 江東区青海2-7-1 TEL 3570-0110

●協議書の提出先・条例についてのお問い合わせ

- ・ 港区 防災課 生活安全推進担当 TEL 3578-2111（代表）内線 2270～2272

課題③

図で示しているものの、協議の具体的なフローが分かりにくい。

(2) 改善後

改善点①

- ・情報量を整理した。
- ・長い文章は短く、箇条書きにした。
- ・警察に協議するメリットを、イラストを用い、分かりやすく記載した。

マンション・ホテル・雑居ビルを建築される皆様へ 建築確認申請前に**警察へ協議が必要**です

■対象となる建築物

マンション

戸数が
7戸以上の建物

ホテル

HOTEL
旅館業法上の
旅館業に
該当する建物

雑居ビル

以下のすべての要件に該当する建物

- ①3以上の階数がある
- ②延面積が100平米以上ある
- ③2以上の店舗が入居する

■協議が必要な理由

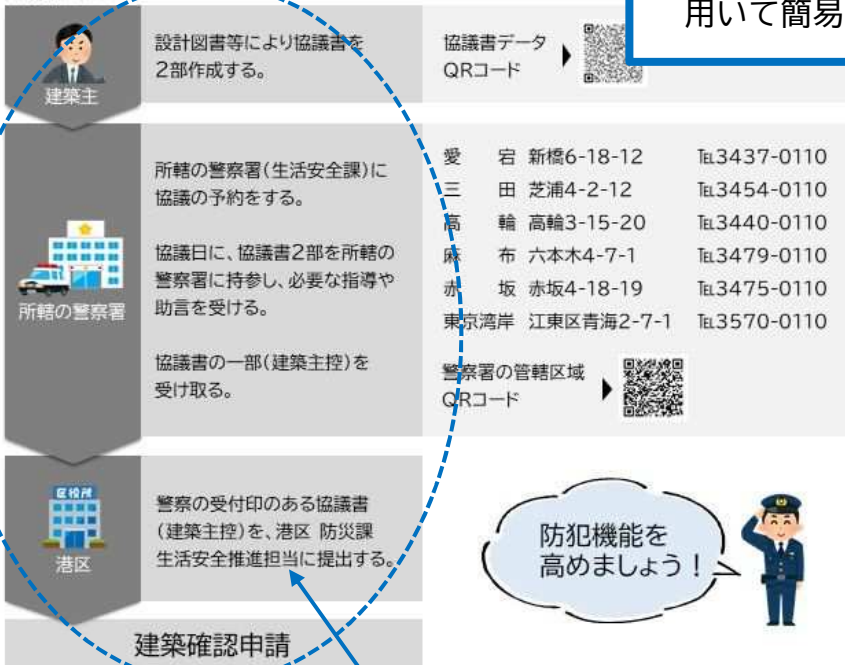
建築物に防犯設備を整備する場合は、防犯設備が防犯として機能するものが確認する必要があります。
このため、建築確認申請前に、所轄の警察署に協議することを定めています。

【安全で安心できる港区にする条例第7条第2項】

■協議内容

不法侵入者等による盗難等の被害を防止するなど、建築物の防犯対策が主な内容です。

■協議方法



改善点②

- ・条文の引用や専門用語で表現するのではなく、イラストを用いて簡易的に表現した。

改善点③

- ・イラストを配置し、協議の流れが建築主目線で分かりやすいように示した。

【問合せ先】
港区 防災課 生活安全推進担当

港区給付奨学金のご案内

教育委員会事務局教育推進部教育長室

1 文書の概要

文 書 名	港区給付奨学金のご案内
対 象 者	大学等に在学する学生
用 途	港区給付奨学金制度を説明する。
使用頻度	年間約3, 000部

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・文字数や漢字の使用が多く、内容が伝わりづらい。・対象者や制度の特徴が不明確で分かりづらい。また、文が小さく読みづらい。・専門用語が多く、内容の理解が難しい。また、文字数が多く読みづらい。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・一文で記載していた箇所を箇条書きとし、文字数を削減することで読みやすくした。・対象者や制度の特徴を明確化し、対象者の目に留まりやすくした。・伝わりやすい表現に変更するとともに、抽象的な表現は例示を記載し、内容をイメージしやすくした。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・表紙に「対象者」、「制度概要」を分かりやすく明記することで、対象者の目に留まるケースが増える。・読みやすくなったことで、対象者の負担が減るとともに、区への問合せ件数が減る。・制度の内容をしっかりと理解してもらうことで応募者が増加する。
使用の検討	令和6年度の案内から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

支給金額（一例）

実際の給付額については、収入基準の支援区分、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる額を申請に基づき支給します。

区分	給付額（月額）				
	A区分	B区分	C区分	D区分	
大学	国立及び公立（自宅通学）	24,600円	49,200円	49,200円	24,600円
	国立及び公立（自宅通学以外）	37,100円	74,200円	74,200円	37,100円
	私立（自宅通学）	32,200円	64,400円	64,400円	32,200円
	私立（自宅通学以外）	44,700円	89,400円	89,400円	44,700円

入学資金のサポート（一例）

入学に際して必要とする資金について、申請に基づき支給します。

なお、入学資金については入学した月から給付を受けている方のみ支給対象となります。

区分	給付額				
	A区分	B区分	C区分	D区分	
大学	国立及び公立	94,000円	188,000円	188,000円	94,000円
	私立	86,600円	173,300円	173,300円	86,600円

課題②

- ・対象者や制度の特徴が不明確で分かりづらい。
- ・文字が小さく読みづらい。

応募資格

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- ・奨学金を受けようとする者の生計を維持する者が、給付の日の6月前から引き続き区内に住所を有していること。
- ・大学等に在学している学生等であること。
- ・学業成績が特に優れていること。
- ・経済的理由により修学が困難であること。

対象となる学校（確認大学等）

国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）の学生が支給対象です。

◎国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校の一覧
 (文部科学省ホームページ)
https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



課題①

- ・文字数や漢字の使用が多く、内容が伝わりづらい。



(在学生向け)

港区給付奨学金案内

大学・短期大学・高等専門学校(第4学年以上)・専修学校(専門課程)在学中の皆さんへ、港区には返還不要の奨学金制度があります。



本パンフレットは「港区給付型奨学金」について記載しています。その他「港区貸付型奨学金」もありますので、詳細は港区ホームページをご確認ください。



港区教育委員会事務局
教育推進部教育長室教育総務係

課題③

- ・専門用語が多く、内容の理解が難しい。
- ・文字数が多く読みづらい。

(2) 改善後

支給金額（一例）

以下の要件によって決まります。

- ・収入基準
- ・学校の区分（大学・短期大学等）
- ・学校の設置者（国公立・私立）
- ・学校の学部（夜間学部等）
- ・通学形態（自宅通学・自宅外通学）等

区分	給付額（月額）				
	A区分	B区分	C区分	D区分	
大 学	国立及び公立（自宅通学）	24,600円	49,200円	49,200円	24,600円
	国立及び公立（自宅通学以外）	37,100円	74,200円	74,200円	37,100円
	私立（自宅通学）	32,200円	64,400円	64,400円	32,200円
	私立（自宅通学以外）	44,700円	89,400円	89,400円	44,700円

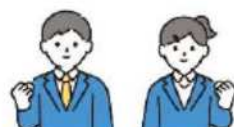
入学資金のサポート（一例）

入学に係る費用の一部を給付します。
なお、入学資金については入学した月から奨学金の給付を受けている方のみ支給対象となります。

区分	給付額				
	A区分	B区分	C区分	D区分	
大 学	国立及び公立	94,000円	188,000円	188,000円	94,000円
学	私立	86,600円	173,300円	173,300円	86,600円

改善点①

- ・一文で記載していた箇所を箇条書きに改善し、文字数を削減することで読みやすくした。



大学・短期大学
高等専門学校（第4学年以上）
専修学校（専門課程）在学中の皆さんへ

港区給付奨学金のご案内

学業に意欲をもちながらも、経済的理由により、就学が困難な方を対象とした返還不要の奨学金制度があります。ぜひ、ご活用ください。



本パンフレットは概要版です。
詳細は、港区ホームページをご確認ください。

港区教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係

改善点②

- ・案内の内容、対象者、制度概要を分かりやすく明記し、対象者の目に留まりやすくした。

応募資格

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- ・保護者が、給付日の6ヶ月前から継続して区内に住所があること。
- ・大学等に在学している学生であること。
- ・学業成績が特に優れていること。

【例】

- ・1年生：高等学校等の評定平均3.5以上等
- ・2年生以上：GPAがおおむね2.5以上等
- ・経済的理由により修学が困難であること。

対象となる学校

- ・大学（国立及び公立・私立）
- ・短期大学（国立及び公立・私立）
- ・高等専門学校（国立及び公立・私立）
- ・専修学校（国立及び公立・私立）
- ・通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校

詳細はこちらから確認できます



（文部科学省ホームページ）

改善点③

- ・「生計を維持する者」の表現を「保護者」へ変更するなど、伝わりやすい表現に変更した。
- ・抽象的な表現は例示を記載し、内容をイメージしやすくした。

港区立幼稚園のご案内

教育委員会事務局学校教育部学務課

1 文書の概要

文 書 名	港区立幼稚園のご案内
対 象 者	港区立幼稚園に入園を希望、検討している人
用 途	港区立幼稚園の魅力を伝える。
使用頻度	年間1, 500枚程度（入園説明会等で配布・閲覧）

2 課題及び改善内容

課 題	<ul style="list-style-type: none">・全体的にイラストが多く、また、内容が抽象的であるため、区立幼稚園の魅力が伝わりづらい。・関心事項である入園手続等や実施事業の内容が強調されておらず伝わらない。・魅力が伝わりづらいため、パンフレットを手にとってもらえない。
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・イラストを整理し、空いたスペースに対象者に知ってもらいたい情報を追加した。・入園手続等や実施事業の内容など、対象者が必要としている情報を目立つように記載した。・適宜QRコードを配置する等、記載情報にメリハリを出すように工夫した。また、レイアウトを手に取りやすいサイズに、色合いを温かみのあるものに変更した。

3 改善による効果

期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・内容を整理したことに加え、サイズを手に取りやすいものにしたことにより、手に取って読んでもらう機会が増える。・区立幼稚園の取組や魅力がしっかりと伝わることにより、入園希望者が増加する。
使用の検討	令和6年度から使用予定

4 改善前と改善後の比較

(1) 改善前

課題①

- ・全体的にイラストが多く、内容も抽象的で魅力が伝わりづらい。

幼稚園名	TEL	ホームページ	幼稚園名	TEL	ホームページ
赤羽幼稚園	(3452)0246	[QR]	麻布幼稚園	(3583)1858	[QR]
芝浦幼稚園	(3452)0574	[QR]	南山幼稚園	(3408)4785	[QR]
高輪幼稚園	(3447)3356	[QR]	本村幼稚園	(3446)3677	[QR]
白金台幼稚園	(3443)5666	[QR]	中之町幼稚園	(3405)7619	[QR]
三光幼稚園	(3444)4233	[QR]	青南幼稚園	(3402)0758	[QR]
港南幼稚園	(3471)7347	[QR]	にじのはし幼稚園	(5500)2577	[QR]

港区教育委員会

課題②

- ・関心事項である入園手続等や実施事業の内容が強調されておらず伝わらない。

体験を通して学ぶ幼稚園

- ★豊かな遊びから学ぶ意欲と学習の基盤を培います
- ★友達と一緒に生活する中で思いやりや規範意識をはぐくみます
- ★一人ひとりに応じた指導で子どもの個性を伸ばします

港区立幼稚園では
教員は教員免許をもった幼児教育の専門家
各園管内研究、区内教員同士の研修、近隣幼稚園と連携した研修会

港区立小学校・中学校との連携、接続
プールや校庭など施設の使用、教員の合同研修会、給食・学校探検、行事の交流

子育ての支援
子育て「預かり」保育、米銭團地の会、保護者向け講演会、保護者会、個人面談

幼稚園との連携
スクールカウンセラーの訪問、教育センターとの連携

各種ツールの活用
父交連絡や手紙の配達などのアプリ、緊急メール配信（震災、各園）、TwitterやHPでの発信

自然との関わり・生命尊重
観察や不思議な体験をします

書物による伝え合い
言葉での伝え合いを経験しています

豊かな感性と表現
豊かな感性を育て創造性を養います

幼稚園の一日
9:00 登園
9:30 朝の会
10:40 学級の友達と一緒に行う活動
12:00 お弁当
13:30 絵画作り
14:00 帰園

課題③

- ・魅力が伝わりづらいため、パンフレットを手にとってもらえない。

(2) 改善後

改善点①

- ・全体として、イラストを整理し、空いたスペースに知ってもらいたい情報を追加した。

港区立幼稚園のご案内

幼稚園では

- あんなでの遊びや活動により、**学意欲と学習の基盤**を培います。
- 友達との生活により、**思いやりや規範意識**を養います。
- 一人ひとりに応じた指導により、**子どもの個性**を伸ばします。

幼稚園の終りまでに育てほしい姿

遊びや活動を通して、**学意欲と学習の基盤**を培います。

生活に必要なことを身に付けられるようになります。

友達や地域の身近な人と関わる楽しさを学びます。

きまりを守る必要性が分かるようになります。

自立心、**協同性**、**道徳性・規範意識の芽生え**

自然との関わり、生活態度、**関わり力の芽生え**、**社会生活との関わり**

身言や自然に接する喜び、**興味・関心を広げ、発想力を高める**を育みます。

様々な人と関わる力を育みます。

言葉や図形・算数・図工などへの関心の高まり、**生活や遊びを通して数や文字を学べるよう**、**言葉による伝え合い**、**豊かな感性を育てる**ための活動。

幼稚園の一日

9:00 登園 → 12:00 昼食 → 14:00 降園

7:00まで 子育てサポート保育を利用できます

詳細はこちらから

改善点②

- ・取組内容を項目ごとに分かりやすく明記した。また、入園案内も分かりやすい記載とした。

全園・各園で重点的に取り組んでいること

- **港区立小学校・中学校との交流、連携**
プールや校庭などの施設の利用、教員の合同研修会、給食・学校探検・行事等の交流を積極的に行っています。
- **子育ての支援**
子育てサポート保育（預かり保育）、未就園児の会、園庭等の開放、保護者向け講演会、保護者会、個人面談等を実施し、家庭や地域との連携、子育ての支援に取り組んでいます。
- **関係機関との連携**
幼稚園カウンセラー（臨床心理士）や特別支援アドバイザー、港区立児童発達支援センター、港区子ども家庭支援センター等と連携しています。
- **小学校以降の国際理解教育につながる取組**
全園で小学校以降の国際理解教育につながる取組、一部の園で幼稚園MT（ネイティブ・ティチャー）による英語活動を実施しています。
- **各種の研修・園内研究を通じた、教育の質と教員の資質向上**
教員は教員免許をもった幼児教育の専門家です。各園の園内研究や区内外の教員同士の研修等を通して教員としての専門性を高めています。

港区立幼稚園一覧

赤羽幼稚園	三田2-6-2	03(3452)0246
芝浦幼稚園	芝浦4-8-18	03(3452)0574
高輪幼稚園	高輪2-12-31	03(3447)3356
白金台幼稚園	白金台3-7-1	03(3443)5666
三光幼稚園	白金3-13-8	03(3444)4233
港南幼稚園	港南4-3-27	03(3471)7347
麻布幼稚園	麻布台1-5-15	03(3583)1858
南山幼稚園	元麻布3-8-15	03(3408)4785
本村幼稚園	南麻布3-9-33	03(3446)3677
中之町幼稚園	赤坂9-2-26	03(3405)7619
青南幼稚園	南青山4-18-17	03(3402)0758
にじのほし幼稚園	台場1-1-5	03(5500)2577

入園のご案内

4月当初の入園は、前年の11月頃に一斉に募集します。
年度の途中でも定員に空きがあれば、いつでも入園できます。

入園対象…港区に保護者と一緒に住んでいる3歳児、4歳児、5歳児

経費…幼稚園保育料は無料です。
そのほか、教材代、園服代、PTA会費などがかります。

※一部の園ではお弁当を配達しています。【希望制】
※長期休業中の預かり保育を一部の園で実施しています。

その他関係情報

港区の公立・私立幼稚園紹介パンフレット

幼児教育について

改善点③

- ・QRコードを配置する等、情報の掲載にメリハリを持たせた。
- ・レイアウトを手に取りやすいサイズに、色合いを温かみのあるものに変更した。